

事 務 連 絡  
平成 21 年 10 月 20 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 福祉・介護人材の処遇改善事業に関する取扱いについて

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、平成 21 年度補正予算の見直しに際し、福祉・介護人材の処遇改善事業の執行に関してご心配おかけしたことについてお詫び申し上げます。

本年 10 月 19 日に厚生労働省のホームページにおいて、補正予算の執行停止案件が明示されたことにより、本事業を引き続き執行することが明確化されました。

また先般、長妻厚生労働大臣から、「介護職員処遇改善交付金については当初の予定どおり実施するとともに、平成 24 年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組む。」旨の方針が示され、本事業についても、同様の方針で進められることとなりました。

さらに、この間の状況を踏まえ、事業者が本事業の執行停止を懸念して申請を躊躇していたことを考慮して、本事業に係る助成金は原則として申請日より遡っての支給は認められないこととなっていました。事業者が本年 12 月までに本事業に係る申請を行った場合には、本年 10 月サービス提供分又は 11 月サービス提供分から遡及して助成金の対象とすることができることとし、これに伴い、平成 21 年 8 月 11 日付けの Q & A の内容を変更しました。（別添 1 参照）

つきましては、各都道府県におかれましては、上記の経緯や Q & A の改正の趣旨等を管内市町村及び事業者にご周知いただくとともに、より多くの事業者にご利用いただけるよう、交付申請受付の締切日の延長（受付が終了している場合は追加受付の開始）や、申請手続きが未済の事業者（法人）に対する申請の勧奨などの必要な取り組みを積極的に行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回新たに助成金の広報資料（別添 2）を作成しましたので、管内市町村及び事業者に対する周知の際にご活用下さい。

(別添 1)

○ 8月11日付追加分の修正について

(問 20) 平成 21 年 11 月以降に申請のあった事業者に対して、10 月サービス提供分にかかる助成金の支払いを行うことは可能か。

(答)

助成金は、原則として申請月のサービス提供分から対象とすることとしており、申請月より遡っての支給は認められないが、平成 21 年度補正予算の一部見直しによる影響等を考慮し、平成 21 年 12 月までに申請のあった事業者に限り、特例的に本年 10 月サービス提供分又は 11 月サービス提供分に遡及して助成金を支払うこととする。

※ 10 月サービス提供分等を遡及して助成対象とした場合の助成金の支払いについては、別に発出する支払事務に関する Q & A においてお示しいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

# (別添2) 福祉・介護人材の処遇改善事業

## 福祉・介護職員の賃金アップのための資金を交付 平成24年度以降も処遇改善に取り組み

申請はお済み  
ですか？

### 【助成金の概要】

- 「福祉・介護人材の処遇改善事業」は、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から平成23年度末までの間、計約1,070億円を交付するものです。
- 長妻厚生労働大臣は、「介護職員処遇改善交付金は当初の予定通り実施し、平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組んでいく」旨の方針を示しており、本事業についても政府として同様の方針で引き続き取り組みを進めていくことから、本事業を積極的にご活用いただくようお願いいたします。

## 介護以外に従事していても 福祉・介護職員として勤務していれば助成対象に

### 【助成金により賃金改善できる職種】

- 原則として、指定基準上のホームヘルパー、生活支援員等として勤務している職員が対象です。
- 他の職務に従事していても、福祉・介護職員として勤務していれば対象（※）にできます。

※ 事務処理要領に定める対象職種（生活支援員、作業指導員、介護職員等）として、常勤換算数に算入されることが前提です。

# 助成金の申請はお早めに

## 【助成の手続き】

- 助成金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行った上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、福祉・介護職員の賃金改善に充当するための資金が報酬とは別に助成されます。
- 助成金は、原則として申請があった月のサービス提供分から対象になりますが、当初については、平成21年12月中に申請いただいた事業者に限り、10月サービス提供分又は11月サービス提供分からさかのぼって交付することも可能です。
- 平成22年度以降は、キャリア・パスに関する要件等を加えることを予定しています。

# 都道府県の障害福祉窓口にご相談ください

申請手続きなど、詳しくは各都道府県の障害福祉担当課までお問い合わせください。